

令和3年6月22日

京都市地球温暖化対策条例 Q A

令和4年4月からの規定（特定建築物・準特定建築物への再エネ設備設置について）

【特定建築物に関する内容】

Q 特定建築物の再生可能エネルギーの量について、新基準が適用になるものは？

A 令和4年4月1日以後に確認の申請等をするものについて適用します。

Q 特定建築物に設置する、再生可能エネルギーの熱量の算出方法は？

A 床面積の合計に1平方メートル当たり30メガジュールを乗じて得た量です。
（義務の上限は450,000メガジュールです。）

【準特定建築物に関する内容】

Q 準特定建築物の再生可能エネルギーの量について、新基準が適用になるものは？

A 令和4年4月1日以後に確認の申請等をするものについて適用します。

Q 準特定建築物に設置する再生可能エネルギーについて、必要な届出は？

A 工事が完了したときに届出が必要です。（着工前の届出は不要ですが、工事完了時に設置量が不足することのないように計画してください。）